

日本国憲法(抄)

第十四条すべての国民は、法の下に平等であつて、人権信条、性別、社会的身分又は、門地により、政治的又は、社会的関係において差別されない

こやま地区 同推協だより

— 第 8 号 —

2001年(平成13年)5月

編集・発行

湖山地区同和教育推進協議会
〒680-0941 鳥取市湖山町北6丁目334
TEL・FAX (0857) 28-1017

「人権教育をすすめる」

湖山地区同和教育推進協議会

会長 村上宏晴

同和教育は人間としての尊厳と基本的な人権が保障される民主的な社会を実現するために部落差別をはじめとする一切の差別を解消する意欲と

われらようになりました。

人権教育の概念は

- ①人権についての教育……人権の内容について
- ②人権としての教育……教育を受ける権利
- ③人権のための教育……人権を実現するための力を育てる
- ④人権を通じての教育……人権が保障された教育環境の中で学べる

です。

地対協によれば同和教育を「人権問題の重要な柱として捉え、同和教育の成果を踏まえて国際的な



体験学習をつうじて「人権」を学ぶ(第3回人権啓発学習会・湖山地区公民館において 3月6日)

実践力をもった人間を育てることを目指しています。

近年、国際化の時代を迎え、「人権」が大きく国際的な世論となり、また「人権教育のための国連10年」に関する情報が広がって、人権教育ということばがいろいろな場面に使

参加して学びあい 気づきあおう!!

人権啓発学習は同和教育、人権問題を学びあう機会となっています。

最近では内容が工夫された現地研修や体験学習など感性に訴えるものが増えてきています。



円通寺人形芝居を現地研修
(9/22、同和对策事業と人形芝居)



(第1回人権啓発学習会 湖山地区公民館において 6月28日)

差別のない明るく住みよい社会を築き、次代を担う子どもたちに引き継いでいくことが大人の使命だと思ひます。



経験に学び、人権教育や啓発活動を積極的に推進していく。」と規定しています。

つまり、同和教育は人権教育の内実を具体化したもので、その先進的な取り組みであった訳です。

私たちは差別の現実に深く学びながら、一日も早く差別のない社会の実現を目指して、積極的に人権問題に取り組む、明るく住みやすい社会をつくって行かなくてはなりません。

平成12年度

湖山地区同和教育 推進協議会事業報告

【総 会】

4/28 湖山地区同和教育推進協議会総会

【小地域座談会】

駅前3区ほか8地区

【各団体研修会】

湖山小学校同和教育研修会
湖東中学校同和教育研修会

2/22 区長会研修会

6/28 第一回人権啓発学習会

(湖山地区公民館)

9/22 第二回人権啓発学習会(円通寺)

3/6 第三回人権啓発学習会

(湖山地区公民館)

【地区同推協関連】

11/16 地区同推協ブロック計画訪問

(浜坂地区同推協)

【その他各種研修会】

8/9 部落解放鳥取市研究会

8/24~25 部落解放鳥取県研究会(采子市)

10/12 湖東ブロック研究会

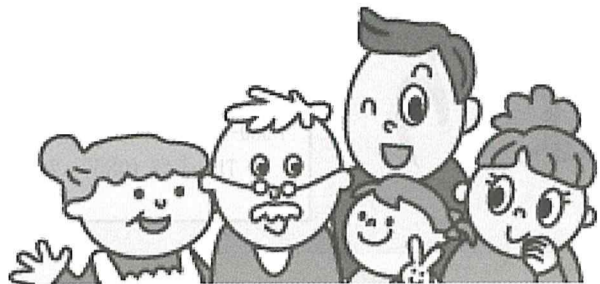
(浜坂地区公民館)

【推進員研修会】

研修会(鳥取市/6月・7月・9月・11月)

2/8 ブロック推進員研修会(浜坂)

あなたはどの立場?



人の言葉や態度によって、人は差別を受けます。差別する者がいるから差別を受けて傷つく人がいるのです。また、差別とは、する人(加害者)とされる人(被害者)だけの問題ではなく、気づかなかつたり、他人ごとのようにとらえられているところにも問題があるのです。

「自分自身の立場を振り返ってみましょう。」

差別は、「する」、「あおる」、「同調する」人が加害者の立場となります。しかし、それだけではありません。「眺めている」、「無関心な」人も加害者と同じ立場であると言えます。私たちは、まず差別に気づくことが大切です。さらにしない、させない、許さない立場になるよう努力していきましょう。

差別をする人

言葉や行動で差別する人(加害者)

差別をあおる人

差別する人を支持したりおだてたりする人(扇動者 せんどうしゃ)

差別に同調する人

差別する人に調子を合わせるが、直接行動に出ない人(同調者)

差別をされる人

本人に責任や原因がないのに差別を受ける人(被害者)

差別に無関心な人

差別は、自分には無関係と考え、また、差別があっても気づかない人(無関心者)

差別を眺めている人

差別があることを知りながら、知らんふりをしたり、ただ眺めている人(傍観者 ぼうかんしゃ)



差別をなくすために努力する人

差別に気づいたときに許さず、なくすために行動する人(撤廃者 てっぱいしゃ)



歴史を訪ねて 『首切り地蔵』

鳥取市西品治

千代川の河口近くに小さなお堂が建っています。中には石造りの大きなお地蔵さまがたっています。人々はこれを「首切り地蔵」とも呼び、花を添え、線香をたてて供養しています。昔、千代川の河口一帯の広場に鳥取藩

は罪人の処刑地を作り、多くの罪人が命を失いました。いつの頃からかお地蔵さまは立っていました。そして、処刑の役目を押しつけられた人々の悲しみや怒りも見っていました。村人たちが処刑された人々のことを想い涙を流したことも、役目のつらさに涙したのも知っていました。今でもこの地区の人たちは先祖のことを想い、供養を続けています。

毎日の暮らしの中で (家柄ってなあに?)

- 「おとなりのかおりさん、いい家柄の人と結婚して両親も大喜びね」
- 「好きな人だったら、家柄なんて関係ないわよ」
- 「そうはいかないわよ。あんただって、ちゃんとした家の人と…」
- 「私は家と結婚するんじゃないわよ。だいたい家柄って何なの？」
- 「家柄とか古い習慣で私の将来を決めないでよ。結婚するのは二人なんだから」
- 「そうか…」
- 「大事なことは家柄ではなく、その人の人柄よ」
- 「そうね。家柄で幸せになれるとは言えないわね…」

家柄とは一体なんでしょうか。よく結婚式で、「ご両家」とか「〇〇家の〇〇」とかいう言葉が使われることがあります。結婚は「家」と「家」の結びつきが第一と考えてはいないでしょうか。結婚は二人の自由な意思と合意で成り立つものであり、親や親戚の意向や影響力といった家の都合が優先されるものではありません。近年、結婚式の形も変化してきており、また、夫婦がお互いの別の姓を名乗ること(夫婦別姓)についても議論されています。

編集後記

差別のない明るく住みよい社会が築けるようわれわれ自身ももっと勉強しなければいけません。この度寄稿していただいた方々へお礼申し上げます。

本の紹介コーナー (解放出版社より発売中です)

ほうすけのひよこ

谷川俊太郎・作
梶山 俊夫・絵

A4変型判上製
32頁 1,500円

村外れに住む漂泊民ほうすけは、村人の心を洗いながら共存していた。ある厳しい冬の日、村人たちが忘れてしまったものは…。静かに届く心の忘れもの。1980年の名作を復刊。

あの子

ひぐちともこ 作・絵

B5判・32頁
1,500円



「あの子といっしょにおらんほうがええで」。あの子をめぐるうわさは、広がっていく。理不尽なうわさを、断つことはできるか? デザイン化された現実。5歳から大人まで。



ハンセン病と人権
1,030円(解放出版社)